

平成28年度
「老人ホーム等 社会福祉施設に<おもちゃ図書館>の
開設支援事業」 実施要綱

1. 当財団の目的及び事業

- ◇当財団は昭和59年厚生大臣の認可を受け、現在に至るまで主たる事業として、全国各地でボランティアが活動する<おもちゃ図書館>の運動に対して助成を行ってきました。
- ◇<おもちゃ図書館>は、「障害のある子どもたちに、おもちゃの素晴らしさと遊びの楽しさを」との願いから始まったボランティア活動です。
- ◇現在では、子育てに慣れない若い母親どうしのつながりの場として又、障害があるなしにかかわらず、共に育ちあう場となっています。
- ◇しかし、<おもちゃ図書館>も少子高齢化の進む中で地域のニーズにあった新しい支え合いが求められるようになりました。
- ◇本財団では、このような状況を踏まえ従来からのボランティアによるおもちゃ図書館活動に加え、老人ホーム等 社会福祉法人が地域への貢献活動として設備や拠点機能を提供し地域のボランティアと協働して、障害児を含む子どもたちの居場所づくりを進めてゆくことが必要と考え、平成26年度よりこの取り組みを推進するための<おもちゃ図書館>に対し開設支援事業を開始しました。
- ◇更に、本年度より実施内容を改正して下記の支援事業を実施します。

2. 事業の主体

一般財団法人 日本おもちゃ図書館財団

3. 事業の後援

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

4. 助成金等の申請の対象

- (1) 老人ホーム等 社会福祉法人等が経営する社会福祉施設内にボランティアが参加している<おもちゃ図書館>を運営する社会福祉施設、又は、ボランティアグループであること。
- (2) すでに活動している<おもちゃ図書館>で、活動場所が社会福祉施設と協働して開かれたおもちゃ図書館となる場合も対象とする。
- (3) 利用料は無料(原則)で開館している<おもちゃ図書館>であること。

5. 助成の申請内容

- (1) 最新の「おもちゃセットB」(20万円相当品)を提供する。
- (2) 開設の為に必要な購入資金として10万円(以内)を支援する
 - ①追加のおもちゃや、手作りおもちゃの材料等の購入に要する費用
 - ②カーペット、おもちゃ陳列戸棚、おもちゃ格納庫等の購入に要する費用
 - ③その他運営の為に要する費用

6. 申込みの方法と締切り

- ①指定の「助成申込書」(別紙)に必要事項を記入の上、下記の財団・事務局へ郵送にて申込みをする。(FAX不可)
- ②申込は随時受付、締切りは平成29年3月31日とする。

7. 選考の方法と決定通知

- ①受理した申込書は、財団内の「審査委員会」で審査し、直近の「理事会」(約3ヶ月毎に開催)に於いて審議の上、決定する。
- ②事務局及び、審査委員が内容確認の際、更に詳しい書類の提出要請や訪問調査を行うこともある。
- ③可否決定通知は理事会に於いて決定次第、文書にて決定通知する。

8. 助成品金の受領と完了報告

- ①助成品が決定後、送付された「おもちゃセットB」の受領の際、指定の「受領書」(別送)を事務局へ返送願う。
- ②助成金が決定後、「金融機関・振込口座」(別送)を財団に連絡する。
- ③財団は、「金融機関・振込口座」を確認後、指定口座に送金する。
- ④助成金の受領後、その支出に対し指定の「完了報告書」及び、「決算報告書」(別送)を財団に提出願う。

9. 申込み先(財団・事務局)

〒108-0014

東京都港区芝5丁目31番15号 センチュリー三田ビル 7階

一般財団法人 日本おもちゃ図書館財団・事務局

(電話) 03-6435-2842

(FAX) 03-6435-2843

以上